

川西市議会委員会等傍聴規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年9月14日

川西市議会議長 大矢根 秀明

川西市議会規則第4号

川西市議会委員会等傍聴規程の一部を改正する規程

川西市議会委員会等傍聴規程（平成4年川西市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第8条及び第9条を次のように改める。

（傍聴席に入ることができない者）

第8条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第10条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第11条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第12条中「傍聴人は、」の次に「全て」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。